

兵庫県公報

令和8年9月1日 火曜日 第750号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示

○ 指定公金事務取扱者の指定（児童家庭課） 1

○ 令和8年度ふぐ処理責任者試験の実施（生活衛生課） 1

○ 令和8年度後期技能検定の実施（能力開発課） 3

○ 土地改良区役員の退任の届出（農地整備課） 9

○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同） 9

○ 土地改良区の定款の変更認可（同） 10

○ 同 上（同） 10

○ 同 上（同） 10

○ 同 上（同） 10

○ 同 上（同） 11

○ 同 上（同） 11

○ 令和8年度第3・四半期における保安林の皆伐限度面積（治山課） 11

○ べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量の設定（水産漁港課） 12

○ 漁船保険の付保義務の消滅（同） 13

○ 漁船保険の付保義務の発生（同） 13

○ 道路の位置指定（淡路県民局） 13

企業庁管理規程

○ 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程 14

正 誤

○ 令和8年8月18日付け兵庫県公報第746号中 15

○ 令和8年6月30日付け兵庫県公報第732号中 15

告 示

兵庫県告示第904号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し歳入の収納に関する事務を委託した。

令和8年9月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称

弁護士法人エジソン法律事務所

代表者 大達一賢

住所又は事務所の所在地

東京都千代田区神田錦町一丁目8番11号錦町ビルディング4階・8階

収納を委託した歳入

母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金

指 定 し た 日

令和8年4月1日

委 託 し た 日

令和8年4月1日

~~~~~

兵庫県告示第905号

食品衛生に関する手続等を定める規則（昭和38年兵庫県規則第11号）第13条第1項の規定により、令和8年度ふぐ処理責任者試験を次のとおり実施する。

令和8年9月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 試験日時

## (1) 学科試験・ふぐの種類鑑別試験

令和9年1月30日（土）午後1時30分から

## (2) 実技試験

令和9年2月7日（日）午前9時から午後5時までの間で指定した日時

※受験人数超過の場合は令和9年2月6日（土）の予備日にも実施。

## 2 試験場所

## (1) 学科試験・ふぐの種類鑑別試験

神戸市中央区下山手通6丁目3-28 兵庫県中央労働センター

## (2) 実技試験

神戸市中央区栄町通3丁目5-1 神戸国際調理製菓専門学校

## 3 試験科目

## (1) 学科試験

ア 水産食品の衛生に関する知識

イ ふぐに関する一般知識

## (2) ふぐの種類鑑別試験

実物のふぐの種類を標準和名で鑑別

## (3) 実技試験

ア ふぐの処理

イ ふぐの臓器鑑別

ウ ふぐの処理等の衛生的な取扱い

## 4 受験手続

試験を受けようとする者は、電子又は書面により申請を行うものとする。

## (1) 電子申請

|      |                                                                                                                   |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 申込方法 | 「兵庫県電子申請共同運営システム」により、必要事項を記入し、写真（出願前6箇月以内に撮影した正面上半身脱帽像のもの。）を添付した上で申し込むこと。                                         |
| 手数料  | 11,000円<br>兵庫県電子納付システムを利用して納付すること。<br>受験申請受付後、手数料は返還しない。<br>なお、手数料とは別に実技試験用のふぐの代金が必要となる。<br>※ふぐの代金の詳細については別途指示する。 |
| 受付期間 | 令和8年10月14日（水）9時～同月28日（水）17時（受信有効）                                                                                 |

(2) 書面申請

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 申込方法 | <p>兵庫県庁1号館4階 保健医療部生活衛生課（以下「生活衛生課」という。）及び各県民局・県民センター健康福祉事務所（但馬県民局新温泉健康福祉事務所を除く。以下同じ。）において配布する受験願書に必要な事項を記入し、写真（出願前6箇月以内に撮影した正面上半身脱帽像のもの。）を貼付した上で、生活衛生課又は各県民局・県民センター健康福祉事務所に持参して提出すること。</p> <p>郵送の場合は生活衛生課に提出すること。</p> <p>〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10-1<br/>兵庫県保健医療部 生活衛生課 食の安全安心推進班 あて</p> |
| 手数料  | <p>11,000円</p> <p>兵庫県収入証紙を受験願書に貼付すること。</p> <p>受験願書受付後、提出書類、手数料は返還しない。</p> <p>なお、手数料とは別に実技試験用のふぐの代金が必要となる。</p> <p>※ふぐの代金の詳細については別途指示する。</p>                                                                                                                                              |
| 受付期間 | <p>令和8年10月14日（水）9時～同月28日（水）9時～12時、13時～17時の間</p> <p>郵送する場合は、簡易書留により上記期間に生活衛生課必着とする。</p>                                                                                                                                                                                                  |

## 5 携帶品

(1) 学科試験・ふぐの種類鑑別試験

受験票、筆記具（黒鉛筆及び消しゴム）

(2) 実技試験

受験票、調理に適した衛生的な服装（白衣、帽子、マスク、前掛け、調理靴等）、包丁（１本のみ）、ふきん（水道が使えないため、多めに用意すること。包丁とふきん以外の調理器具の持ち込みは認めない。）

## 6 合格者の発表

(1) 日時

令和9年3月1日（月）午前10時（ホームページには同日正午公開）

(2) 場所

生活衛生課及び各県民局・県民センター健康福祉事務所において合格者の受験番号を掲示する。

兵庫県告示第906号

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、令和8年度後期技能検定を次のとおり実施する。

令和8年9月1日

兵庫縣知事 齋藤元彦

## 1 試験日程及び実施職種

(1) 学科試験

別表のとおり行う。

(2) 実技試験

別表の検定職種について、令和8年12月4日（金）から令和9年2月14日（日）までの間において、兵庫県職業能力開発協会（以下「協会」という。）が別途指定する日を行う。

## 2 試験場所

協会から受検者に対して別途通知する。

### 3 受檢資格

職業能力開発促進法第45条に規定する者であること。

#### 4 受検手続

(1) 提出書類

ア 受検申請書

(受検申請書は、兵庫県産業労働部能力開発課、神戸県民センター県民課、阪神南県民センター県民

課、阪神北県民局地域振興課、東播磨県民局地域振興課、北播磨県民局地域振興課、中播磨県民センター県民課、西播磨県民局地域振興課、但馬県民局地域振興課、丹波県民局地域共創課及び淡路県民局交流渦潮課並びに協会において配布する。)

イ 申請者が本人であることを確認できる書類の写し

ウ 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第65条の規定により学科試験又は実技試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面

(2) 受付期間

令和8年10月5日（月）から同月16日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

郵送による提出とし、令和8年10月16日（金）消印分まで有効。

(3) 提出先

〒650-0011 神戸市中央区下山手通6丁目3番30号（兵庫勤労福祉センター1階）

兵庫県職業能力開発協会 技能検定課 宛

(4) 手数料

ア 別表の受検手数料の欄に掲げる額を協会が指定する方法により納付すること。

なお、受検申請受付後は、いかなる理由があっても返還しない。

イ 学科試験又は実技試験の免除を受けようとする者は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。

5 合格者の発表等

(1) 技能検定合格者の発表

令和9年3月12日（金）に兵庫県及び協会のホームページにて合格者の受検番号を公表することにより行う。

なお、電話による可否の回答は行わない。

(2) 合格通知

技能検定合格者、学科試験又は実技試験の一方のみ合格した者には協会から、令和9年3月12日（金）付けの書面でそれぞれ通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

特級、1級及び単一等級の技能検定合格者には厚生労働大臣名の合格証書を、2級及び3級の技能検定合格者には兵庫県知事名の合格証書を交付する。

このほか、厚生労働大臣から、合格した等級の技能士章が交付される。

6 受検についての問合せ先

(1) 兵庫県産業労働部能力開発課

電話（078）362-3369

(2) 協会

電話（078）371-2091

## 別表

## 1 特級

| 検定職種      | 学科試験日        | 受検手数料(円) |       |
|-----------|--------------|----------|-------|
|           |              | 実技試験     | 学科試験  |
| 鋳造        | 令和9年1月31日(日) | 18,200   | 3,100 |
| 金属熱処理     |              |          |       |
| 機械加工      |              |          |       |
| 非接触除去加工   |              |          |       |
| 金型製作      |              |          |       |
| 金属プレス加工   |              |          |       |
| 工場板金      |              |          |       |
| めっき       |              |          |       |
| 仕上げ       |              |          |       |
| 機械検査      |              |          |       |
| ダイカスト     |              |          |       |
| 電子機器組立て   |              |          |       |
| 電気機器組立て   |              |          |       |
| 半導体製品製造   |              |          |       |
| プリント配線板製造 |              |          |       |
| 自動販売機調整   |              |          |       |
| 光学機器製造    |              |          |       |
| 内燃機関組立て   |              |          |       |
| 空気圧装置組立て  |              |          |       |
| 油圧装置調整    |              |          |       |
| 建設機械整備    |              |          |       |
| 婦人子供服製造   |              |          |       |
| 紳士服製造     |              |          |       |
| プラスチック成形  |              |          |       |
| パン製造      |              |          |       |

## 2 1級及び2級

| 検定職種       | 作業               | 学科試験日        | 受検手数料(円) |       |
|------------|------------------|--------------|----------|-------|
|            |                  |              | 実技試験     | 学科試験  |
| 機械検査       | 機械検査             | 令和9年1月24日(日) | 15,100   | 3,100 |
| 鍛造         | ハンマ型鍛造           |              | 18,200   |       |
| シーケンス制御    | シーケンス制御          |              |          |       |
| 内燃機関組立て    | 量産形内燃機関組立て       |              |          |       |
| ガラス施工      | ガラス工事            |              |          |       |
| 配管         | 建築配管             |              |          |       |
|            | プラント配管           |              |          |       |
| 型枠施工       | 型枠工事             |              |          |       |
| 金属材料試験     | 機械試験             |              |          |       |
|            | 組織試験             |              |          |       |
| 機械・プラント製図  | 機械製図手書き          | 令和9年1月31日(日) | 13,300   |       |
|            | 機械製図CAD          |              |          |       |
| 和裁         | 和服製作             |              |          |       |
| 金型製作       | プラスチック成形用金型製作    |              | 18,200   |       |
| 工場板金       | 機械板金             |              |          |       |
|            | 数値制御タレットパンチプレス板金 |              |          |       |
| 自動販売機調整    | 自動販売機調整          |              |          |       |
| 鉄道車両製造・整備  | 走行装置整備           |              |          |       |
|            | 鉄道車両点検・調整        |              |          |       |
| 油圧装置調整     | 油圧装置調整           |              |          |       |
| 農業機械整備     | 農業機械整備           |              |          |       |
| 冷凍空気調和機器施工 | 冷凍空気調和機器施工       |              |          |       |
| 紙器・段ボール箱製造 | 印刷箱打抜き           | 令和9年2月7日(日)  | 13,300   |       |
|            | 印刷箱製箱            |              |          |       |
| パン製造       | パン製造             |              |          |       |
| 防水施工       | 塩化ビニル系シート防水工事    |              |          |       |
| 電気製図       | 配電盤・制御盤製図        |              | 13,300   |       |
| ロープ加工      | ロープ加工            |              | 18,200   |       |
|            |                  |              |          |       |
|            |                  |              |          |       |
|            |                  |              |          |       |

|           |             |  |  |  |
|-----------|-------------|--|--|--|
| 半導体製品製造   | 集積回路チップ製造   |  |  |  |
|           | 集積回路組立て     |  |  |  |
| プリント配線板製造 | プリント配線板製造   |  |  |  |
| 空気圧装置組立て  | 空気圧装置組立て    |  |  |  |
| プリプレス     | D T P       |  |  |  |
| 菓子製造      | 洋菓子製造       |  |  |  |
|           | 和菓子製造       |  |  |  |
| 建築大工      | 大工工事        |  |  |  |
| かわらぶき     | かわらぶき       |  |  |  |
| 鉄筋施工      | 鉄筋施工図作成     |  |  |  |
|           | 鉄筋組立て       |  |  |  |
| 型枠施工      | 型枠工事        |  |  |  |
| 自動ドア施工    | 自動ドア施工      |  |  |  |
| 塗装        | 鋼橋塗装        |  |  |  |
| 広告美術仕上げ   | 広告面粘着シート仕上げ |  |  |  |
|           | 広告面ペイント仕上げ  |  |  |  |

## 3 3級

| 検定職種      | 作業         | 学科試験日        | 受検手数料(円)             |                               |
|-----------|------------|--------------|----------------------|-------------------------------|
|           |            |              | 実技試験                 | 学科試験                          |
| シーケンス制御   | シーケンス制御    | 令和9年1月24日(日) | 18,200<br>(9,200)    | 3,100                         |
| 内燃機関組立て   | 量産形内燃機関組立て |              | 「13,700」<br>【12,100】 |                               |
| 配管        | 建築配管       |              | 〈3,100〉<br>『7,600』   |                               |
| 機械・プラント製図 | 機械製図手書き    | 令和9年1月31日(日) | 13,300<br>(4,300)    | 【8,900】<br>〈2,900〉<br>『4,400』 |
|           | 機械製図C A D  |              |                      |                               |
| 和裁        | 和服製作       |              |                      |                               |

|                |                   |             |                                                  |  |
|----------------|-------------------|-------------|--------------------------------------------------|--|
| 冷凍空気調和機器施工     | 冷凍空気調和機器施工        |             | 18,200<br>(9,200)<br>「13,700」<br><b>【12,100】</b> |  |
| 家具製作           | 家具手加工             |             | 〈3,100〉<br>『7,600』                               |  |
| テクニカルイラストレーション | テクニカルイラストレーションCAD | 令和9年2月7日(日) | 13,300<br>(4,300)<br>「8,800」<br><b>【8,900】</b>   |  |
| 電気製図           | 配電盤・制御盤製図         |             | 〈2,900〉<br>『4,400』                               |  |
| 機械検査           | 機械検査              |             | 15,100<br>(6,100)<br>「10,600」<br><b>【10,100】</b> |  |
|                |                   |             | 〈2,900〉<br>『5,600』                               |  |
| 機械加工           | 普通旋盤              |             | 18,200                                           |  |
| 電子機器組立て        | 電子機器組立て           |             | (9,200)                                          |  |
| プリント配線板製造      | プリント配線板製造         |             | 「13,700」<br><b>【12,100】</b>                      |  |
| 建築大工           | 大工工事              |             | 〈3,100〉                                          |  |
| かわらぶき          | かわらぶき             |             | 『7,600』                                          |  |
| 広告美術仕上げ        | 広告面粘着シート仕上げ       |             |                                                  |  |

(注1) 受検手数料欄の( )内は、実技試験実施日が属する年度の4月1日において23歳未満であって、雇用保険被保険者が受検申請をする際の手数料である。

(注2) 受検手数料欄の「 」内は、実技試験実施日が属する年度の4月1日において23歳未満であって、雇用保険未加入者が受検申請をする際の手数料である。

(注3) 受検手数料欄の【 】内は、高等学校、専門学校等の在校生(以下「在校生」という。)が受検する場合の手数料である。

(注4) 受検手数料欄の〈 〉内は、実技試験実施日が属する年度の4月1日において23歳未満であって、雇用保険被保険者かつ在校生が受検申請をする際の手数料である。

(注5) 受検手数料欄の『 』内は、実技試験実施日が属する年度の4月1日において23歳未満であって、雇用保険未加入者かつ在校生が受検申請をする際の手数料である。

## 4 単一等級

| 検定職種        | 作業        | 学科試験日        | 受検手数料(円) |       |
|-------------|-----------|--------------|----------|-------|
|             |           |              | 実技試験     | 学科試験  |
| 製麺          | 機械乾麺製造    | 令和9年1月31日(日) | 18,200   | 3,100 |
| エーエルシーパネル施工 | エーエルシーパネル |              |          |       |
| 電子回路接続      | 電子回路接続    | 令和9年2月7日(日)  |          |       |

~~~~~

兵庫県告示第907号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

令和8年9月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

芦田中央土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	西川 昌	丹波市青垣町田井縄673番地

~~~~~

## 兵庫県告示第908号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和8年9月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

## 入ヶ池郷土地改良区

## 退任役員

| 役員の区分 | 氏名    | 住所               |
|-------|-------|------------------|
| 理事    | 井上 真一 | 加古郡稲美町北山259番地    |
| 同     | 石見 剛  | 同 郡同 町北山563番地の3  |
| 同     | 大西 勝之 | 同 郡同 町中村810番地    |
| 同     | 大山 敏彦 | 同 郡同 町中村606番地の1  |
| 同     | 岸本 正  | 同 郡同 町北山1130番地の1 |
| 同     | 小西 敏敬 | 同 郡同 町北山628番地    |
| 同     | 坂本 典治 | 同 郡同 町北山947番地の1  |
| 同     | 坂本 久典 | 同 郡同 町北山802番地    |
| 同     | 杉岡 正明 | 同 郡同 町北山770番地    |
| 同     | 前田 冬生 | 同 郡同 町北山248番地の2  |
| 同     | 山田 秀人 | 同 郡同 町北山121番地    |
| 監事    | 井上 広美 | 同 郡同 町北山300番地の1  |
| 同     | 小山 正治 | 同 郡同 町北山1121番地の6 |
| 同     | 木村 清志 | 同 郡同 町北山1122番地の2 |

## 就任役員

| 役員の区分 | 氏名    | 住所              |
|-------|-------|-----------------|
| 理事    | 井上 勝詞 | 加古郡稲美町北山106番地の1 |
| 同     | 石見 剛  | 同 郡同 町北山563番地の3 |
| 同     | 井上 隆  | 同 郡同 町北山276番地   |
| 同     | 大西 博幸 | 同 郡同 町中村840番地   |

|    |       |                  |
|----|-------|------------------|
| 同  | 北村 慎一 | 加古郡稲美町北山756番地    |
| 同  | 小西 敏敬 | 同 郡同 町北山628番地    |
| 同  | 中筋 大輔 | 同 郡同 町北山578番地の2  |
| 同  | 坂本 久典 | 同 郡同 町北山802番地    |
| 同  | 杉岡 正明 | 同 郡同 町北山770番地    |
| 同  | 前田 冬生 | 同 郡同 町北山248番地の2  |
| 同  | 福田 康治 | 同 郡同 町国岡6丁目218番地 |
| 同  | 杉岡 孝子 | 同 郡同 町北山770番地    |
| 同  | 坂本 裕美 | 同 郡同 町北山802番地    |
| 監事 | 山田 秀人 | 同 郡同 町北山121番地    |
| 同  | 坂本 英正 | 同 郡同 町北山724番地    |
| 同  | 木村 清志 | 同 郡同 町北山1122番地の2 |

~~~~~

兵庫県告示第909号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年9月1日

兵庫県知事 齋藤 元彦

土地改良区の名称	認可年月日
中筋北部土地改良区	令和8年6月22日

~~~~~

#### 兵庫県告示第910号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年9月1日

兵庫県知事 齋藤 元彦

| 土地改良区の名称   | 認可年月日     |
|------------|-----------|
| 田鶴野東部土地改良区 | 令和8年6月26日 |

~~~~~

兵庫県告示第911号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年9月1日

兵庫県知事 齋藤 元彦

土地改良区の名称	認可年月日
新田東部土地改良区	令和8年6月22日

~~~~~

#### 兵庫県告示第912号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年9月1日

兵庫県知事 齋藤 元彦

| 土地改良区の名称 | 認可年月日     |
|----------|-----------|
| 遠方土地改良区  | 令和8年6月29日 |

~~~~~

兵庫県告示第913号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年9月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
桑原土地改良区	令和8年6月22日

~~~~~

**兵庫県告示第914号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年9月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 土地改良区の名称 | 認可年月日     |
|----------|-----------|
| 山田土地改良区  | 令和8年7月28日 |

~~~~~

兵庫県告示第915号

令和8年度第3・四半期において保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐の面積の限度は、次のとおりである。

令和8年9月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

森 林 計画区	単 位 区域名	範 囲 (市・郡・町)	単位区域内に存する皆伐を許される保安林面積(ha)					備 考
			水源かん養保安林	土砂流出防備保安林	干害防備保安林	保健保安林	計	
加古川	神 崎 川	川辺郡一円	—	2.40	—	—	2.40	
	武 庫 川	三田市	213.72	1.04	—	—	214.76	
	神戸地区	神戸市	8.52	50.76	—	38.90	98.18	
	東播地区	西脇市 加西市 加東市 多可郡一円	541.31	126.46	—	11.72	679.49	
揖保川	中播地区	姫路市 神崎郡一円	751.66	143.30	—	60.78	955.74	姫路市(旧姫路市、旧飾磨郡家島町、同郡夢前町及び旧神崎郡香寺町の区域をいう。)
	揖 保 川	姫路市 たつの市 宍粟市 揖保郡一円	2,033.78	201.79	3.28	31.40	2,270.25	姫路市(旧宍粟郡安富町の区域をいう。) 宍粟市(旧宍粟郡山崎町、同郡一宮町及び同郡波賀町の区域をいう。) 干害防備保安林は宍粟市(旧宍粟郡一宮町に係る区域)に限る。
	千 種 川	相生市 赤穂市 宍粟市 赤穂郡一円 佐用郡一円	922.92	208.72	—	16.48	1,148.12	宍粟市(旧宍粟郡千種町の区域をいう。)
円山川	円 山 川 下 流	豊岡市	1,372.18	118.59	0.72	2.92	1,494.41	豊岡市(旧豊岡市、旧城崎郡城崎町、同郡日高町、旧出石郡出石町及び同郡但東町の区域をいう。) 干害防備保安林は旧城崎郡城崎町に係る区域に限る。
	矢 田 川	豊岡市 美方郡香美町	1,207.57	68.19	4.74	24.86	1,305.36	豊岡市(旧城崎郡竹野町の区域をいう。) 干害防備保安林は美方郡香美町(旧城崎郡香住町に係る区域)に限る。
	岸 田 川	美方郡新温泉町	616.18	39.96	—	1.42	657.56	
	南但地区	養父市 朝来市	1,587.54	231.93	—	47.04	1,866.51	
加古川	佐治川 ～篠山川	丹波篠山市 丹波市	907.77	138.01	—	23.76	1,069.54	丹波市(旧水上郡柏原町、同郡水上町、同郡青垣町及び同郡山南町の区域をいう。)
	竹 田 川	丹波市	100.84	29.88	—	8.66	139.38	丹波市(旧水上郡春日町及び同郡市島町の区域をいう。)
	淡路地区	洲本市 南あわじ市 淡路市	449.23	2.38	—	78.36	529.97	
合 計			10,713.22	1,363.41	8.74	346.30	12,431.67	

兵庫県告示第916号

漁業法（昭和24年法律第267号。以下、「法」という。）第16条第1項に基づき、べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）に関する令和8管理年度における数量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和8年9月1日

兵庫縣知事 齋藤元彦

法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は次の表に掲げるとおりとする。

特定水産資源	管理区分	知事管理漁獲可能量
べにずわいがに日本海系群 (知事許可水域)	兵庫県日本海べにずわいがに漁業	試行水準

兵庫県告示第917号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区については、令和4年兵庫県告示第1019号（付保義務の発生）で告示した加入区の指定による保険に付すべき義務は、令和8年9月7日限りで消滅する。

令和8年9月1日

兵庫縣知事 齋藤元彦

富島 加入区
室津浦 加入区

兵庫県告示第918号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定により提出された義務付保同意成立届を審査した結果、次の加入区については、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

なお、保険に付すべき義務は、令和8年9月8日から発生する。

令和8年9月1日

兵庫縣知事 齋藤元彦

富島 加入区
室津浦 加入区

兵庫県告示第919号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路を指定した。
その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和8年9月1日

兵庫縣知事 齋藤元彦

指 定 番 号	指定年月日 (令和年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第R08淡路予定 0001号	8. 8. 19	南あわじ市賀集八幡中宇山田318番4、 319番2、324番2、325番3、325番4、 318番4地先水路、319番2地先里道 同 市賀集八幡中宇堀田326番の 一部	5.0～5.5	185.0

企業庁管理規程

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和8年9月1日

兵庫県公営企業管理者 梶 本 修 子

兵庫県企業庁管理規程第2号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

企業職員の給与に関する規程（昭和41年兵庫県企業局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中

「

災害応急 作業等手 当	(1) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項に規定する都道府県災害対策本部又は同法第23条の2第1項に規定する市町村災害対策本部が設置された他の地方公共団体に派遣されて行う関係行政機関等との災害応急対策に係る連絡調整の作業のうち管理者が指定するものに従事する職員 (2) 前号に掲げる作業に相当するものとして管理者が指定する作業に従事する職員	作業に従事した日1日につき450円	
-------------------	---	-------------------	--

」

を

「

災害応急 作業等手 当	(1) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項に規定する都道府県災害対策本部又は同法第23条の2第1項に規定する市町村災害対策本部が設置された他の地方公共団体に派遣されて行う関係行政機関等との災害応急対策に係る連絡調整の作業のうち管理者が指定するものに従事する職員 (2) 前号に掲げる作業に相当するものとして管理者が指定する作業に従事する職員	作業に従事した日1日につき450円（大規模な災害として管理者が指定する災害に係る作業に従事した場合にあっては、1,440円）	
-------------------	---	--	--

」

に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この管理規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の企業職員の給与に関する規程第4条の規定は、令和8年4月1日から適用する。

正 誤

○令和8年8月18日付け（兵庫県公報第746号）

兵庫県告示第838号（土地改良区役員の退任及び就任の届出）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
4	上から13	同 市上物部二丁目3番4号	洲本市上物部二丁目3番4号
4	上から34	同 市上物部二丁目3番4号	洲本市上物部二丁目3番4号

~~~~~

○令和8年6月30日付け（兵庫県公報第732号）

兵庫県病院局管理規程第6号（兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程等の一部を改正する管理規程）中

| (ページ) | (行)  | (誤)                                                                 | (正)                                                                                                                                                                |
|-------|------|---------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 27    | 上から9 | この管理規程は、令和8年7月1日から施行する。ただし、第4条の規定は令和8年4月1日から、第6条の規定は令和9年4月1日から施行する。 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 この管理規程は、令和8年7月1日から施行する。ただし、第6条の規定は、令和9年4月1日から施行する。</li> <li>2 第4条の規定による改正後の病院事業職員の給与に関する規程の規定は、令和8年4月1日から適用する。</li> </ol> |